明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四七）　一

〔告　示〕
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四一〇）　四二

〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　四三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
令和五年度地方職員共済組合決算の要旨関係　四九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇

省令

○経済産業省令第四十七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。